

独立行政法人国民生活センター契約監視委員会設置規則

平成 21 年 11 月 30 日達第 6 号

最終改正 平成 26 年 3 月 31 日達第 15 号

(目的)

第 1 条 独立行政法人国民生活センターが行なう入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、独立行政法人国民生活センター契約監視委員会(以下「委員会」という。)を置き、その組織、運営の要領等の必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌業務)

第 2 条 委員会の所掌業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- ① 独立行政法人国民生活センターが締結した契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- ② 上記契約に関し、契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定理由・入札の経緯、随意契約の理由・経緯等について審議を行い、必要な意見の具申を行なうこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- ① 中立・公正の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行なうことのできる学識経験等を有する者から、理事長が委嘱する。
- ② 独立行政法人国民生活センター監事

3 委員の委嘱期間は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長を定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、原則として年に 4 回開催する。

2 委員会の会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部会計課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則 (平成 21 年 11 月 30 日達第 6 号)

この規則は、平成 21 年 11 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日達第 15 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。